**緊急災害対策資金**

（ア）　融資条件等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　令和２年４月１日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 融資対象者 | | 県内で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの   1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第１２条に規定する   特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）   1. 災害救助法第２条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により   被害を受けた者に限る。）  （３） 被災者生活再建支援法第２条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）   1. 知事が特に認める災害により被害を受けた者   ※　いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。 | |
| 使途 | | 運転設備資金 | 設備資金 |
| 融資限度額 | | ２，０００万円 | ３，０００万円 |
| 利率 | | １年以内 年1.6％，１年超３年以内 年1.8％，３年超５年以内 年1.9％  ５年超７年以内 年2.1％，７年超１０年以内 年2.2％ | |
| 保証料率 | | 融資対象者の欄（１），（２），（３）　　　年０％ | |
| 融資対象者の欄（４）  信用保証機関が，財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は，下記に定める保証料率となります。　　 （単位：％）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 保証料率 | 1.40 | 1.25 | 1.05 | 0.85 | 0.65 | 0.50 | 0.30 | 0.10 | 0.00 |   ※　上記評点を算出できない者の保証料率については，一定料率（年０．６５％）となります。 | |
|  | 割引料率 | 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は，０．１％割り引きます。 | |
| 融資期間 | | 運転設備資金 ７年以内（うち据置２４月以内）  設備資金 　１０年以内（うち据置３６月以内） | |
| 償還方法 | | 毎月均等分割 | |
| 申込先 | | 商工会議所，商工会（組合は，鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関 | |
| 取扱金融機関 | | 鹿児島銀行，南日本銀行，鹿児島信用金庫，鹿児島相互信用金庫，奄美大島信用金庫，鹿児島興業信用組合，鹿児島県医師信用組合，奄美信用組合  福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本銀行，宮崎太陽銀行，  商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。） | |
| 借入申請に  必要な書類 | | ○中小企業制度資金融資申込書（要綱１号様式）  ○信用保証委託申込書　○県民税及び市町村民税の納税証明書  ○融資対象欄の(１)から(４)の災害により被害を受けたことの市町村長，消防署長等の証明書  ○その他知事，保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類 | |

○その他融資条件の詳しい内容については，あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については，保証機関の定めるところによります。

（イ）　融資の流れ

※融資申込窓口の金融機関と取扱金融機関は通常同一となります

③相談・申込

どちらでも可

①被災証明

申請

②被災証明

市町村長

④書類提出

④書類提出

金融機関

⑦融資

中小企業者

取扱金融機関

商工会議所

商工会等

鹿児島県信用保証協会

奄美群島振興開発基金

⑤保証依頼

⑥保証承諾